

## 第 1 監査の範囲

### I 監査の期間

監査（前期） 令和 7年9月29日から10月1日まで（3日間）

監査（後期） 令和 8年1月21日から1月30日まで（実質7日間）

### II 監査対象部局等

監査対象については、監査（前期）は施設関係を中心に、監査（後期）においては、各部、各行政委員会等について実施した。

監査（前期）の対象機関は14機関で、書面監査及び実地監査を実施した。

監査（後期）の対象部局は、各部、各行政委員会等の25課・室・事務局について実施した。

#### ○ 監査（前期）

実施区分	所管課	対象機関（施設）名
書面監査 及び 実地監査	生活環境課	尾去沢市民センター、八幡平市民センター、湯瀬体育館
	福祉総務課	湯瀬ふれあいセンター
	すこやか子育て課	毛馬内保育園、錦木保育園、ハニーハイムかづの
	産業活力課	八幡平ふれあいやすらぎ温泉センター
	都市整備課	四の岱住宅
	総務学事課	柴平小学校、十和田小学校
	生涯学習課	先人顕彰館
	スポーツ振興課	毛馬内野球場
	消防本部	大里消防活動拠点施設

#### ○ 監査（後期）

実施区分	対象部局名
書面監査	総務課、政策企画課、財政課、契約検査室、行政経営推進室、市民課、生活環境課、税務課、福祉総務課、すこやか子育て課、あんしん長寿課、農業振興課、農地林務課、産業活力課、都市整備課、上下水道課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会（総務学事課、生涯学習課、スポーツ振興課）、消防本部

### Ⅲ 監査の観点

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理が、法第2条第14項（事務処理の能率性）及び同条第15項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に従ってなされているかどうかを主眼に、次の事項を重点に実施した。

- 1 指摘事項に対する措置状況について
- 2 職員の配置及びサービス状況について
- 3 事務・事業の執行状況について
- 4 予算の執行状況について
- 5 主なる工事の執行状況について
- 6 主なる備品の取得・処分の状況について
- 7 施設の経営・運営及び維持管理について
- 8 財産の維持管理状況について
- 9 施設の管理委託業務状況について

なお、調査時点は、監査（前期）は、職員の配置状況が令和7年9月1日現在、施設の利用状況及び事業の執行状況等は原則として令和7年4月1日から令和7年8月31日までとし、監査（後期）においては、職員の配置状況が令和8年1月1日現在、職員のサービス状況は令和7年1月1日から令和7年12月31日まで、予算執行及び事業の執行状況等は令和7年4月1日から令和7年12月31日までとした。

## 第2 監査の方法

監査期日を定め、監査対象の各部、各行政委員会等から、あらかじめ提出を求めた資料に基づいて説明を受け、質問その他の手法により書面監査を行った。

なお、監査（前期）においては、書面監査を先に実施し、その後に実地監査を行った。

### 第3 監査の結果

令和7年度は、第7次鹿角市総合計画前期基本計画の最終年として、将来都市像「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」の実現に向け、8つの戦略に沿った施策・事業が進められている。依然として物価高騰等の影響は続いているものの、市民生活や地域経済の早期回復に向け、職員が一体となって取り組んでいる。

本市の財務に関する事務の執行においては、堅実に進められており、おおむね適正かつ効率的に行われているものと認められる。

今後においても施策や事業の成果・効果の検証をしっかりと行い、前例にとらわれることなく取捨選択を進め、収入の確保と歳出の抑制を徹底され、将来の財政負担の軽減に努力されたい。

定期監査及び財政援助団体等監査における主な所見について、以下に述べる。

なお、事務処理上の軽微な誤りや個別事項については、監査の過程において関係課に対し改善、検討を指導、要望したので、記述は省略した。

#### ○ 定期監査共通事項

##### 1. 服務関係の管理について

庶務管理システムの導入から5年が経過し、服務管理の改善が図られてきているが、一部の課では添付書類の不備など、確認・チェックの習慣化により防げるケアレスミスが見受けられた。職員服務規程、勤務管理事務研修資料等を再度確認し、庶務担当者任せにすることなく、各自が責任をもって適切な管理をしていただきたい。

##### 2. 契約及び支出事務について

契約及び支出事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部において検査日から支払いまで1か月以上経過しているものが見受けられた。相手方から請求がない場合

は催促するなど、適正な執行管理に努めていただきたい。

なお、令和8年2月から少額随意契約に係る基準額が引き上げられており、今後は従前にも増して、契約事務の透明性および公正性の確保が重要となるので、随意契約とした根拠や契約相手の選定理由を明確にするなど、より一層適正な契約事務にあたっていただきたい。